

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月24日
【会社名】	三井不動産株式会社
【英訳名】	Mitsui Fudosan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菰田 正信
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3246)3055
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 崎山 隆央
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3246)3055
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 崎山 隆央
【発行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成25年2月4日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年2月12日
【発行登録書の有効期限】	平成27年2月11日
【発行登録番号】	25 - 関東 9
【発行予定額又は発行残高の上限】	200,000百万円
【発行可能額】	180,000百万円 (180,000百万円)

(注) 発行可能額は、券面総額の合計額(下段()書きは発行価額総額の合計額)に基づき算出した。

【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成26年6月24日(提出日)である。
【提出理由】	発行登録書の参照情報となる書類が、新たに提出されたことによる。 (訂正内容については本文参照)
【縦覧に供する場所】	三井不動産株式会社関西支社 (大阪市中央区備後町四丁目1番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月27日に関東財務局長に提出した。かかる訂正報告書を金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、平成26年6月24日に関東財務局長に提出した。この訂正報告書の提出により、当該書類を平成25年2月4日に提出した発行登録書の参照書類とする。

尚、上記書類については金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出している。